

資料No.2

国民健康保険システム標準化
第2回合同ワーキングチーム

令和5年2月22日

国民健康保険システム標準化 ワーキングチーム

全国意見照会の検討課題及びその他検討事項について

令和5年2月22日

1. 全国意見照会の検討課題及びその他検討課題について

1 全国意見照会の検討課題及びその他検討課題について

- 全国意見照会のご意見を整理した結果を踏まえ、改めて本ワーキングチームにて確認又は議論いただく必要があると考えられる課題を、事務局において整理した。詳細は「2. 全国意見照会結果を踏まえた検討課題について」に示す。
- また、デジタル庁において検討中の事項や標準仕様書【第1.0版】時点で申し送りとした事項について、標準仕様書【第1.1版】における対応状況及びデジタル庁や関係省庁の対応状況を整理した。詳細は「3. その他検討課題について」に示す。

#	対応事項	検討・課題事項	内容	区分
1	全国意見照会 検討課題	「資格重複状況結果一覧」に関する機能について	全国意見照会のご意見をを受けて事務局にて整理した方針（案）について議論する。	議論
2		給付管理の帳票における委任状欄について		
3		収納管理の帳票におけるはがき様式の追加について		
4		督促状における時効の起算日の考え方について		
5	デジタル庁検討 事項の反映	横並び調整方針改訂版の取り込みについて	「標準仕様書間の横並び調整方針（以下、「横並び調整方針」という。）」について、直近の共通機能等の検討状況を反映した改定版が展開される予定となっており、展開され次第、標準仕様書に取り込む必要がある。	報告
6		マイナポータル・びったりサービスについて	必要となる手続きに対するご意見を基に事務局にて整理を行ったうえで厚生労働省等と協議し、国保として何を実装すべきか検討し、標準仕様書【第1.1版】以降の対応の中で検討を行う。 ※上記横並び調整方針に含まれるため合わせて報告する。	
7		引っ越しワンストップサービスについて	仮登録時に必要となる機能に対するご意見を基に検討し、標準仕様書へ反映を行う必要があるが、デジタル庁から、住民記録システムの標準仕様書を踏まえ、今後関係府省と調整しながら令和5年度以降に向けて検討していくものと示されたことを受け、引き続き検討する。 ※上記横並び調整方針に含まれるため合わせて報告する。	
8		基本データリスト・機能別連携仕様について	データ要件・連携要件仕様書の基本データリスト及び機能別連携仕様と同期を図るべきものについては、確認のうえ必要に応じて反映を行う。	
9		実装類型の点検について	令和5年1月にデジタル庁より、実装必須機能から標準オプション機能への見直し案が提示されたため、事務局において見直し可否を検討し、標準オプション機能へ見直した。	
10	検討・課題 事項	特定健診業務の機能要件について	特定健診については、各市町村において使用しているシステムが様々でありその実態も不明確な点が多いことから、標準仕様書【第1.1版】以降に反映する予定とする。	報告
11		地方単独医療費助成制度の取り扱いについて	標準化が可能な機能は標準仕様書に取り込み、標準化できない機能については外付けシステムの開発に必要な要件を仕様書案として特例的に示す等の対応を視野に検討を行う。	
12		帳票のユニバーサルデザインについて	標準仕様書【第1.0版】時点の全国意見照会のご意見も含めて、今後の他業務の状況を考慮して引き続き検討していくこととする。	
13		政令指定都市向けの機能要件について	政令市意見交換会で行った検討結果に加えて、デジタル庁において進められている「標準仕様の指定都市における課題等検討会」の結果が展開され次第、標準仕様書に取り込む必要がある。	

2. 全国意見照会結果を踏まえた検討課題について

- 2. 1 「資格重複状況結果一覧」に関する機能について
- 2. 2 給付管理の帳票における委任状欄について
- 2. 3 収納管理の帳票におけるはがき様式の追加について
- 2. 4 督促状における時効の起算日の考え方について

2. 1 「資格重複状況結果一覧」に関する機能について

論点

標準仕様書【第1.0版】において、オンライン資格確認の運用開始後に医療機関向け中間サーバから返却される「資格重複状況結果一覧」に関する機能については、検討時点でその運用方針が示されていないこと等により、「資格重複状況結果一覧」を基に資格喪失の対象者の一覧を出力する機能のみ機能要件へ示し、職権により自動で資格喪失を行う等の機能までは示さない方針としていた。

その後、令和4年11月29日（保国発1129第1号）「「資格重複状況結果一覧」を活用した国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る取扱いについて」において、「資格重複状況結果一覧」を活用した**職権喪失に関する事務**（※）が示されたことを受け、複数の市区町村より**機能要件の追加に関するご意見**をいただいている。

※対象者の把握、届出の勧奨、職権喪失、職権喪失とした通知の送付

意見（抜粋）

- ・ オンライン資格確認の運用開始後、中間サーバから返却される「資格重複状況結果一覧」をもとに、資格異動訂正・職権消除の対応が必要となる対象者の一覧を出力し、バッチ処理にて資格異動処理及び対象者への通知の作成を行えること。（中略）判断において、喪失の異動処理及び該当者への通知作成機能まで有し、必要に応じて処理ができるようにすべきでは？
- ・ 「資格重複状況結果一覧」の運用について、「勧奨通知を作成できること」を機能として追加してほしい。（中略）対象者数も多く、手作業での勧奨通知作成は困難であるため、対象者の抽出から勧奨通知作成、職権廃止まで一連の作業がシステムで対応できるよう、機能への追加を求める。

方針（案）

令和4年11月29日（保国発1129第1号）「「資格重複状況結果一覧」を活用した国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る取扱いについて」において、運用の取り扱いが示されたものの、「資格重複状況結果一覧」を活用した職権による資格喪失に際しては、一覧に掲載されている資格情報と自庁システムの資格情報に齟齬がないこと、住民基本台帳担当課等と連携し喪失処理時点において居所不明でないこと等、**喪失処理にあたり慎重な対応が求められている**ことから、個々の対象者について一件ずつ手作業での対応が必要であると認識している。

また、勧奨通知や資格喪失のお知らせといった帳票についても、標準準拠システムへの機能実装ではなく、**EUC機能を活用し、備え付けの用紙の差し込み印刷による対応等も可能**であると考えている。

従って、ご意見にある**一括での喪失処理や、通知等の出力に関する機能については、標準仕様書へ示さない**こととしてよいか。

2. 2 給付管理の帳票における委任状欄について

論点

標準仕様書【第1.0版】において、給付管理における申請書に委任状欄を設け、帳票レイアウトを示していた。一方、複数の市区町村より、**委任状欄について「届出の委任」と「受領の委任」が誤認され誤った申請に繋がる**といったご意見をいただいている。

世帯主以外の方が届出される場合は、下記の委任状を記入してください。

委任状

申請について、下記のとおり委任します。

受任者住所 _____

受任者氏名 _____

委任者氏名 _____
(世帯主)

意見（抜粋）

- 申請に関する委任状については不要であるとする。申請者は世帯主であるが、来庁者は使者であり申請に関する権限を委任されている必要はないため。委任状欄を設けるならば、受領に関して委任が必要である。
- 高額療養費の支給申請者は「世帯主」であり、当該箇所には世帯主に関する事項を記載する必要があると考えられるが、現行の記載内容の場合、届出の委任に関する委任状欄が追加されることもあり、世帯員や委任を受けた受任者を誤って記載する可能性があると考えられるため。
- 支給申請書に委任状の欄があった場合、「受領の委任」についての欄であると誤って解釈される場合が多いと考えるため。例えば、国から様式の例が示されている新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金支給申請書（世帯主記入用）には、受領委任に関する欄が設けられている。届出の委任に関する欄は、他団体からの意見に基づき必要であると思うが、申請者の誤った解釈・記載を防ぐためには、受領の委任欄も設けるべきであると考えられる。

方針（案）

委任状欄について、削除してほしい、「届出の委任」と「受領の委任」いずれにも対応してほしい等といったご意見を様々ないただいたが、あくまで**「受領の委任」に関する委任状欄が必要**であることを前提に、**誤解を与えない内容へ帳票詳細要件及び帳票レイアウトを見直す**こととする。なお、見直しにあたっては、記入する項目の名称の見直し、その他必要な項目の追加等を行うこととする。

「受領の委任」であることが読み取れるよう
通知文を見直し

世帯主以外の方が受領する場合は、下記の委任状を記入してください。

委任状 年 月 日

国民健康保険給付費等に関する受領を下記の代理人に委任します。

申請者と代理人が
明確に判別できるよう
項目名称を見直し

世帯主氏名 _____
(申請者)

代理人住所 _____

代理人氏名 _____ 個人番号 _____

公金受取口座の希望
を考慮し項目を追加

2. 3 収納管理の帳票におけるはがき様式の追加について

論点

標準仕様書【第1.0版】において、収納管理における口座振替不能通知書についてはA4用紙、また、督促状については不定形用紙又はA4用紙を前提として帳票レイアウトを示していた。

一方、複数の市区町村より、印刷費・郵送費の削減や業務効率・住民サービスの向上の観点から、**はがき様式を使用しているため、帳票レイアウトへ追加してほしいといったご意見**をいただいている。

意見（抜粋）

- 本市では郵送費を削減することを目的に、督促状を圧着ハガキで送付しており、封書での送付になると非効率的かつ住民サービスの低下につながるため。
- 国民健康保険料の口座振替不能通知について、はがき様式の帳票レイアウトを追加して欲しい。（中略）口座振替不能となって次回納期に再引落としができない事由の場合は納付書による納付を促すが、督促状（はがき）のレイアウトを準用し、業務効率や郵送費の削減のほか、コンビニ支払いを速やかに行える手段として運用することとしたい。はがき様式でない場合、封筒などの印刷費や郵送費の増に繋がるため影響が大きい。

方針（案）

標準仕様書の基となる市町村事務処理標準システムにて郵送枚数が多い帳票を対象に、はがき様式に対応していたことから、標準仕様書【第1.0版】においては、一部の帳票について、はがき様式の帳票レイアウトを示していた。

一方、全国意見照会において複数のご意見をいただいた口座振替不能通知書及び督促状についても、郵送枚数が多い帳票であり、且つ、はがき様式での運用を行っている市区町村も一定数存在すると考えている。

従って、ご意見の通り、**口座振替不能通知書及び督促状について、はがき様式の帳票レイアウトを追加すること**としてよいか。

ただし、**納付書と一体となっている様式**については、市区町村毎の独自性が高いことに加え、今後は共通納税システムの導入によりeLTAX経由の収納が主流となり、前回のワーキングチームにおいて報告の通り、地方税統一QRコード等を印字した統一様式の納付書レイアウトを標準仕様書として示すことから、**帳票レイアウトへの追加は行わない方針**とする。

2. 4 督促状における時効の起算日の考え方について

論点

標準仕様書【第1.0版】において、時効管理に関する機能要件について、督促状発行による時効の更新の考え方として、以下を示している。

機能ID：0242050

時効計算においては、以下の事由を時効の更新として取り扱いし、時効計算が行えること。

(中略)

・督促状発行年月日を起算日として10日を経過した日までの期間を時効の完成猶予とし、その翌日を起算日として時効が更新されること。

上記機能要件に対して、**保険料については地方自治法で明確に「10日を経過した日」とは謳われておらず**、保険税とは異なる機能を追加する必要があるといったご意見をいただいている。

意見（抜粋）

- 以下の通り修正。
「督促状による時効更新について、市町村が以下の方式から選択できること。
 - ・督促状発行年月日を起算点として10日を経過した日までの期間を完成猶予とし、その翌日を起算日として時効更新されること。
 - ・督促状発行年月日の翌日を起算日として時効更新されること。」

<意見の理由>

督促状による時効更新についての1.0版の記載内容は、保険税では、地方税法18条の2により適法と考えますが、保険料では、国民健康保険法110条2項に、督促は時効の更新の効力を生ずる旨が規定されているのみで、発送後10日を経過した日までの時効の完成猶予に関しては明文化されていません。また、78条（地方税法の準用）においても、地方税法18条の2は準用されていません。
したがって、督促状発行後10日を経過した日までの期間を完成猶予とし時効更新する現在の記載は、保険料については法的根拠が無く当てはまらないものと解されるため、保険税とは異なる機能を追加する必要があると考えます。

方針（案）

保険料については、地方自治法第二百三十一条に定める地方公共団体の歳入であり、時効の更新については下記の通り、告知書又は督促状が納付義務者に到達したときであり、その時期は市区町村の運用により異なることから、別途機能を定める必要があると判断し、**上記機能要件を以下の通り見直す**こととする。なお、機能ID：0241674において督促状の発行年月日の管理を可能としている。

時効計算においては、以下の事由を時効の更新として取り扱いし、時効計算が行えること。

(中略)

・督促状発行年月日を起算点としてXX日を経過した日までの期間を完成猶予とし、その翌日を起算日として時効が更新されること。

ただし、「XX日」は国保税は「10日」とし、国保料は市区町村の判断で任意の日数を指定できること。また、督促状発行年月日の翌日を起算日とする場合、「XX日」は「0日」を設定できること。

※「国保担当者ハンドブック2020 改定24版 第一編 国民健康保険制度 第八章 その他の事項 第二節 時効 三 徴収の告知、督促による時効中断（原文ま ま ※以下同様）の効力」より抜粋。

時効については、一般に民法の規定を準用することとしているが、保険料その他国保法の規定による徴収金の徴収の告知又は督促については、民法第一百五十三条の規定の適用を排除し、告知又は督促のみで時効中断の効力を生ずることとしている（法第一百条第二項）。

時効中断の効力が発生する時期は、告知書又は督促状が納付義務者に到達したときである。

なお、保険者が市町村の場合には、これらの国保法の規定による徴収金以外の債権についても法令の規定により市町村がする納入の通知及び督促は、同様に、時効中断の効力を有する（地方自治法第二百三十六条第四項）。

3. その他検討事項について

- 3. 1 横並び調整方針改訂版の取り込みについて
- 3. 2 基本データリスト・機能別連携仕様について
- 3. 3 実装類型の点検について
- 3. 4 特定健診業務の機能要件について
- 3. 5 地方単独医療費助成制度の取り扱いについて
- 3. 6 帳票のユニバーサルデザインについて
- 3. 7 政令指定都市向けの機能要件について

3. 1 横並び調整方針改訂版の取り込みについて

課題

令和4年8月にデジタル庁より公開された横並び調整方針について、直近の共通機能等の検討状況を反映した改定版が展開される予定となっており、展開され次第、標準仕様書に取り込む必要がある。

事務局における対応

令和5年2月1日にデジタル庁より横並び調整方針の改定案が展開された。

現時点において、令和4年8月時点から要件の変更が予定されている項目は以下の通り。（その他、記載の軽微な改定あり）

- | | |
|--------------------------|--------------------------------|
| 3. マイナポータルぴったりサービスに関すること | 10. 統合収滞納管理に関すること |
| 19. 引越しOSSに関すること | 22. 保存期間を経過した情報の削除に関すること（新規追加） |

改定案において示されている主な変更点及び事務局が対応を予定している内容は以下の通り。横並び調整方針については国保含む他業務横並びで対応が必要となるものであることから、対応する内容については議論せず、今後改定案の確定版が展開され次第、標準仕様書へ反映する予定。

項番	概要	横並び調整方針改定案（抜粋）	事務局の対応（予定）
3	マイナポータルぴったりサービスに関すること	以下の機能要件を実装必須機能として追加する。 ・ オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能を経由して取得できること。	左記の通り機能を追加する。
10	統合収滞納管理に関すること	統合収滞納管理機能については、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」にて要件を規定する。	現時点統合収滞納機能に関する記載はないため、影響なし。
19	引越しOSSに関すること	以下の機能を標準オプション機能として追加する。 ① 転入予定者の転出証明書情報の受領機能 ② 申請管理システムからの転入予約および転居予約情報の受領機能 ③ 転出証明書情報と転入予約情報を紐付けて管理する機能 ④ 転入予約情報、転居予約情報および転出証明書情報の表示機能 ⑤ 届出書等のプレプリント機能 ⑥ 取消申請に係る処理機能	左記の通り機能を追加する。
22	保存期間を経過した情報の削除に関すること	以下の機能要件を実装必須機能として追加する。 ① 法令年限及び業務上必要な期間（保存期間）を経過した情報を削除できること。 ② 個人番号利用事務について、保存期間を経過した場合は個人情報及び関連情報をできるだけ速やかに削除できること。 ③ 個人番号を削除した旨の証明書等を作成できること。 ④ 保存期間は各地方公共団体が任意で指定できること。	左記の通り機能を追加する。

3. 2 基本データリスト・機能別連携仕様について

課題

デジタル庁において改定に向け整理が進められているデータ要件・連携要件標準仕様書の基本データリスト・機能別連携仕様について、国保標準仕様書と同期を図るべきもの（管理項目等）について確認の上、必要に応じて標準仕様書に取り込む必要がある。

事務局における対応

基本データリストについては、デジタル庁にて改定に向けた整理が進められており、事務局に対し改定案を適宜展開いただいている。事務局においては、展開いただいた改定案と国保標準仕様書の管理項目との間で差異がある点について確認し、デジタル庁に対し情報提供を行っており、これを踏まえて改定案の見直しを行っていただいている状況。

上記の状況であることを踏まえ、基本データリストの改定に向けて引き続きデジタル庁と連携しながら進めていくことを前提に、基本データリストと国保標準仕様書間の調整については、検討・課題事項としてはクローズすることとする。

なお、機能別連携仕様については、横並び調整方針にて示されている庁内データ連携に関する規定において、上記に示した基本データリストの対応と同様に、各業務の標準仕様書と整合性を確保する方針が示されており、今後デジタル庁と連携しながら必要に応じ標準仕様書の見直しを行う必要がある。そのため、機能別連携仕様と標準仕様書間の調整については引き続きの検討・課題事項とする。

3. 3 実装類型の点検について

課題

標準仕様書にて規定している実装必須機能について、複数の事業者より多大になっているのではないかといった意見があったことをうけ、デジタル庁において実装必須機能から標準オプション機能へ変更が可能なものの検討（実装類型の点検）が行われた。デジタル庁より示された点検結果について、標準仕様書に取り込む必要がある。

事務局における対応

令和5年1月にデジタル庁より、実装必須機能から標準オプション機能への見直し案として、下記8件の機能要件が示された。事務局において見直し可否を検討したうえで、8件全てについて標準オプション機能へ変更した。

#	業務	旧機能ID	小分類名	機能要件（抜粋）
1	資格管理	2.1.2.10	被保険者資格登録	オンライン資格確認の運用開始後、中間サーバから返却される「資格重複状況結果一覧」をもとに、資格異動訂正・職権消除の対応が必要となる対象者の一覧を出力できること。
2	資格管理	2.6.3.1	資格情報（世帯・個人） データ照会	国保情報集約システムへ提供した資格情報や国保情報集約システムから提供された資格情報について、確認できること。
3	資格管理	3.4.3.1	審査結果登録	基準収入額適用の認定について、基準収入額適用認定情報を登録・修正・削除・照会できること。
4	資格管理	4.4.2.1	限度額適用不可情報登録	国保情報集約システムに連携する資格情報の限度額適用区分に限度額適用不可（適用区分「Z」）とする対象者を判定して、適用区分を登録・修正・削除・照会できること。
5	賦課管理	7.2.1.1	住民税情報反映	住民税・固定資産税情報・住民税基本台帳情報取込みを実施して、住民税情報及び固定資産税情報、住民税基本台帳情報を登録できること。
6	賦課管理	11.1.1.1	被保険者賦課状況確認	対象者の賦課情報（保険料（税）、期割情報、賦課根拠、所得情報等）が照会できること。
7	賦課管理	11.1.3.1	審査結果登録	減免の申請・認定について、以下の減免情報が登録・修正・削除・照会できること。
8	賦課管理	12.2.2.1	保険税（料）率試算	所得割・資産割・均等割・平等割を設定し、賦課総額から国民健康保険料（税）率を算出できること。

3. 4 特定健診業務の機能要件について

課題

特定健診に係る業務に関しては、ワーキングチームの議論において、各社パッケージシステムにおいて健康管理システムで提供している場合がある等、市区町村によって運用が様々であり、健康づくり部局が行うがん検診などの各種検診や、一体的実施など、他制度とも関係が深いため、国保単独で検討を行うのではなく、制度横断的に検討すべきとの趣旨のご意見が多くあったことから、今後方針が示され次第検討するものとし、国保の標準仕様書においては記載を見送る方針とした。

これに対して、全国意見照会において「各自治体が密接関連アプリケーションとしての実装を検討する必要があるのか」、「今後標準化対象業務として取り扱うこととなるのか」といったご意見をいただいた。

標準化については、法律上「地方公共団体が利用する情報システム」が対象とされているため、特定健診に係る業務についても、標準化の対象となる。

このため、国民健康保険としても今後、標準仕様書への記載内容を検討する必要があるが、記載内容については、今後厚生労働省等との協議を踏まえ、標準仕様書へ反映を行う必要がある。

事務局における対応

現在、厚生労働省において、業務実態の把握及び標準仕様書の策定等について検討が進められていることから、検討状況を鑑みて標準仕様書への取り込みを検討する。

そのため、令和5年度以降の対応が見込まれることから、課題・検討事項一覧にて令和5年度以降も引き続き管理を継続する方針とする。なお、令和7年度までの標準化の対応に向けたシステム開発においては、標準仕様書【第1.1版】の内容までを実装することを前提に対応していただくこととし、本件の取り扱いについては改めてお示しすることとする。

3. 5 地方単独医療費助成制度の取り扱いについて

課題

各都道府県及び各市区町村独自の医療費助成制度（以下、「地方単独事業」という。）に関する事務処理については、標準仕様書【第1.0版】（案）の全国意見照会において、「公費負担番号のある地方単独医療費助成レセプトについては、パラメータの設定等で対応してほしい」、「地方単独事業対象者であることを確認・抽出できる機能がほしい」といったご意見をいただいたものの、地方単独事業については市区町村毎に様々な運用が考えられることから、原則外付けシステム等での対応を前提とし、外付けシステムの処理結果を標準準拠システムに取り込むことを最低限必要な機能要件として標準仕様書【第1.0版】に示している。

ただし、地方単独事業については、標準仕様書への追記は難しいものの、多くの自治体で行われており、国民健康保険業務と密接に関連している事業であるため、いただいたご意見を踏まえ、外付けシステムの開発に必要な要件を示す特例的な示し方も視野に引き続き検討することとした。

【地方単独事業に係る外付けシステムに関する仕様書（仮称） 記載例（イメージ）】

- ・レセプト情報を取り込めること
- ・取り込んだレセプトにおける医療費助成事業毎の一部負担金や月額上限額の設定・変更ができること
- ・子どもに対する医療費助成事業やひとり親医療費助成事業等の対象者の管理ができること 等

事務局における対応

引き続き厚生労働省と協議し、標準仕様書【第1.1版】以降の対応の中で標準仕様書への取り込みを検討する。そのため、令和5年度以降の対応が見込まれることから、課題・検討事項一覧にて令和5年度以降も引き続き管理を継続する方針とする。なお、令和7年度までの標準化の対応に向けたシステム開発においては、標準仕様書【第1.1版】の内容までを実装することを前提に対応していただくこととし、本件の取り扱いについては改めてお示しすることとする。

3. 6 帳票のユニバーサルデザインについて

課題

ユニバーサルデザインを意識した帳票レイアウトの改善について、標準仕様書【第1.0版】（案）の全国意見照会でも様々なご意見をいただいているが、省令様式等に影響が生じること、業務横断的な検討が必要であり国保単独で検討するものではないこと等に加え、従来より市区町村が庁内で統一した取り組みとして検討・対応するものであったことから、標準仕様書【第1.0版】としての対応は見送り、他業務の状況を考慮して引き続き検討することとした。

なお、後期高齢者医療における標準仕様書の検討会において、先行的にユニバーサルデザイン帳票の検討が行われている状況となる。

事務局における対応

デジタル庁や関係省庁と協議し、他業務の状況も踏まえて標準仕様書への取り込みを検討する。

そのため、令和5年度以降の対応が見込まれることから、課題・検討事項一覧にて令和5年度以降も引き続き管理を継続する方針とする。

なお、令和7年度までの標準化の対応に向けたシステム開発においては、標準仕様書【第1.1版】の内容までを実装することを前提に対応していただくこととし、本件の取り扱いについては改めてお示しすることとする。

3. 7 政令指定都市向けの機能要件について

課題

政令指定都市（以下「政令市」という。）向けの機能要件については政令市意見交換会等にて検討を進めており、検討結果踏まえ標準仕様書【第1.1版】に取り込む必要がある。
一方、デジタル庁においても「標準仕様の指定都市における課題等検討会」が立ち上げられ、令和4年度内に成案が纏められる予定とされている。デジタル庁より成案が展開され次第、標準仕様書に取り込む必要がある。

事務局における対応

事務局においては、以下の対応を行い政令市向け機能要件の検討を進めているところ。

#	イベント	日程	備考
1	政令市意見交換会（第1回）	令和4年12月16日 （実施済）	政令市向け機能要件検討の進め方及び標準仕様書【第1.1版】（政令市要件たたき台）の確認観点について構成員に説明した。
2	意見照会 （標準仕様書【第1.1版】 （政令市たたき台）机上確認）	令和4年12月16日～ 令和4年12月28日 （実施済）	事務局にて作成した標準仕様書【第1.1版】（政令市要件たたき台）について、政令市にご確認いただき、ご意見を回答いただいた。 回答団体数 : 15 団体（うちベンダ1社） 事務局案へのコメント数 : 2,379 件 追加要望があった機能要件数 : 42 件
3	追加意見照会 （政令市要件見直し案 机上確認）	令和5年2月7日～ 令和5年2月15日 （実施済）	#2でいただいたご意見をもとに、事務局にて整理した機能要件の見直し案について、再度政令市にご確認いただき、ご意見を回答いただいた。 回答団体数 : 18 団体（うちベンダ2社） 事務局案へのコメント数 : 1,165 件
4	政令市意見交換会（第2回）	令和5年3月3日	#2及び#3でいただいたご意見のうち、団体によって考え方が大きく異なる（「行政区の考え方」や「行政区に係る権限制御」）等、事務局にて論点と判断したものについて、各政令市と意見交換を行い、標準仕様書として規定すべき要件について検討を行う予定。

政令市向け機能要件については、上記の対応を行い事務局にて整理した機能要件（①）と、デジタル庁にて整理した機能要件（②）の2つが令和5年3月中旬を目途に取り纏められる予定。

上記①と②においては、機能要件として合致するものとし、ないものが混在することが想定されるため、事務局にて①と②の機能要件の突合を行ったうえで、①及び②の機能要件を漏れなく反映し、標準仕様書【第1.1版】としてお示しすることとする。

また、本対応にて規定する政令市向け機能要件の中には、政令市以外の大規模団体においても有効な機能（一括処理機能等）も含まれることから、これらについては政令市以外の団体においても使用できるよう、標準オプション機能として規定することとする。

なお、政令市向け機能要件を追加した標準仕様書【第1.1版】（案）について、3月中旬頃に構成員様にご確認いただきたいと考えている。